

あま市レジ袋削減取組店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成推進のため、レジ袋の削減に積極的に取り組む小売店を、あま市レジ袋削減取組店として登録し、その利用を通じて、市民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、市民、小売店及び行政が協働して、ごみ排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) レジ袋 小売店において購入商品の持ち帰りの利便性を図るために買い物客に対して手渡す、持ち手の付いたプラスチック製の袋をいう。
- (2) あま市レジ袋削減取組店 レジ袋の削減を既に実施している又は実施する予定であることを市長が認めた小売店をいう。

(レジ袋削減取組店)

第3条 あま市レジ袋削減取組店（以下「取組店」という。）は、レジ袋の削減の取組方法及び目標を掲げることとし、レジ袋辞退率については、80パーセント以上とする。

- 2 取組店の登録をする小売店は、レジ袋の削減に係る取組みを開始した時期又は開始する予定の時期を設定し、目標達成に向けて計画的にレジ袋の削減に係る取組みを実施するものとする。

(取組店の申込)

第4条 取組店の登録を希望する小売店は、あま市レジ袋削減取組店登録申込書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

- 2 取組店の登録を申し込んだ小売店は、氏名（法人にあつては、名称）、住所、小売店名、取組方法等に変更があつた場合には、あま市レジ袋削減取組店登録変更届出書（様式第2号）を、速やかに市長に届け出るものとする。

(取組店の登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定に基づく申込があつた場合には、その内容を審査し、登録することが適当と認めるときは、あま市レジ袋削減取組店登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(取組店の協力)

第6条 取組店に登録された小売店は、レジ袋の削減に積極的に努めるものとする。

- 2 取組店は、毎年度、取組実施状況について、あま市レジ袋削減取組実施状況報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、取組店がこの要綱の規定に違反していると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により取組店の登録を取り消した場合は、速やかに、その旨を当該小売店に対し通知するものとする。

(登録の辞退)

第8条 取組店の登録を辞退しようとするときは、あま市レジ袋削減取組店登録辞退届出書(様式第5号)を、速やかに登録証を添付の上、市長に届け出るものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。